

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（中学校の卒業者等）
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項に規定する旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
熊本県健康福祉部生活衛生課、各保健所及び熊本市保健所で配布する。ただし、県外に住所を有する受験希望者にあつては郵送での配布も行う。この場合、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角型2号：A4サイズ）を同封のうえ、熊本県健康福祉部生活衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。

(2) 提出書類

ア 願書

- イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合には原本を願書提出先に持参し、原本と相違ない旨の確認を受けること。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）も提出すること。

ウ 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の名前を記入し、写真票の所定の欄に貼付すること。

- (3) 受験手数料 7,600円

(4) 受験手数料の納入方法

願書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼付すること。

(5) 願書等の提出先

熊本市に住所を有する受験希望者にあつては熊本市保健所、それ以外の受験希望者にあつては熊本市保健所を除く県内いずれかの保健所へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部生活衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。

(6) 願書の受付期間

平成16年7月26日（月）から平成16年8月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、平成16年7月26日（月）から平成16年8月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(7) 受験票の交付

受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部生活衛生課から願書記載の受験者現住所へ送付する。

5 合格基準

(1) 学科試験

3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）

(2) 実地試験

3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）

6 合格者の発表

平成16年10月1日（金）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県下各保健所に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。

また、合格者には合格通知書を送付する。

なお、電話による照会には一切回答しない。

7 その他

- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部生活衛生課（電話096-383-1111内線7184・7185）に行うこと。

- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時まで熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

登載依頼

熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成16年7月16日

熊本県個人情報保護制度審議会

会 長 野 口 敏 夫

- 1 日時
平成16年7月23日（金）
午後1時30分～午後4時
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
県庁本館5階審議会室
- 3 審議事項
熊本県個人情報保護条例の改正について
(1) 条例改正検討の必要性等について
(2) 検討項目案について
(3) 各検討項目の審議
(4) 今後の進め方
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話 096-383-1111 内線 3220）

熊備二公告第307号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年7月16日

熊本県警察本部長 大 山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量
携帯電話（付属品込み）130台
(2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
(3) 借入期間
平成16年8月21日から平成16年8月30日まで
(4) 納入期限
平成16年8月21日
(5) 納入場所
熊本県警察本部警備第二課警衛対策室
(6) 入札方法
ア 入札金額は、携帯電話の賃貸借料及びその他費用の総額とする。
（但し、通話料のみは賃貸借終了後、契約会社から別途請求するものとする。）
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査を受け、リース・レンタルに関する入札参加資格を有すると決定された者であること。
(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(3) 民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始申立てを行った者又

- は申立てをなされた者にあつては、更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 4の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警備第二課警衛対策室総務第二係(熊本県警察本部庁舎5階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線 5864
- 4 入札手続
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成16年7月16日から平成16年7月23日までの日(県の休日を除く)の午前9時30分から午後6時15分までとする。
イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時、場所
ア 日時
平成16年7月26日(月曜)午前11時
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部2階201会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年7月25日(日曜)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった金額の100分の5以上の金額を4の(3)に記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札決定の日から7日以内とする。